

2. 昨年9月29日、基準改定



「保証の禁止」⇒ 番号は3（5）に変わったが内容は変わらず。
しかし、解説は変わった

（4）図面、写真等について
使用前、後に関わらず図面、写真等による表現については、承認等外の効能効果等を想起させるもの、効果発現までの時間及び効果持続時間の保証となるもの又は安全性の保証表現となるものは認められない。



i . B - Aは下記に反しない限りOK

- ①認められる効能の範囲を超えないこと
- ②効果発現までの時間を強調しないこと
- ③効果持続時間を強調しないこと

→ ii . 別人比較も同じ ← 「使用前後に関わらず」

Q 2 医薬品等適正広告基準の改正に伴い、承認等外の効能効果等を想起させるもの及び安全性の保証表現となるもの等を除き、医薬品等の広告において使用前・後の写真等の使用が可能となった。

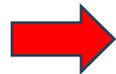
今後、これらを使用した広告の増加が見込まれることから、以下の具体的 事例に関する適否についてその判断を示されたい。

(事例1) 化粧品の染毛料、医薬部外品の染毛剤の広告において、使用前・後の写真を用い、色の対比を行っている場合。

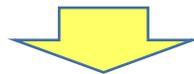
(事例7) 「メラニンの生成を抑え、シミ、ソバカスを防ぐ」という効能表示が認められた薬用化粧品の広告において、シミ・ソバカスのない肌と、製品使用後に紫外線暴露してもシミ・ソバカスが目立たない肌の写真を使用する場合。

A 各事例における使用前・後の写真等の使用の可否判断は以下のとおりである。

(事例1) 原則、差し支えない。



(事例7) 認められない。(「防ぐ」との効能効果を使用前・後の写真等で表現することは不可能なため。)



ビフォーアフター